

令和7年松原市議会第2回定例会付議事件

- 報告第2号 令和6年度松原市一般会計補正予算（第9号）専決処分の承認を
求めることについて
- 報告第3号 令和6年度松原市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）専決
処分の承認を求めることについて
- 報告第4号 松原市市税条例の一部を改正する条例（令和7年条例第17号）
専決処分の承認を求めることについて
- 報告第5号 松原市都市計画税条例の一部を改正する条例（令和7年条例第
18号）専決処分の承認を求めることについて
- 報告第6号 令和7年度松原市下水道事業会計補正予算（第1号）専決処分の
承認を求めることについて
- 報告第7号 令和7年度松原市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）専決
処分の承認を求めることについて
- 議案第35号 令和7年度松原市一般会計補正予算（第1号）
- 議案第36号 令和7年度松原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議案第37号 松原市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正
する条例制定について
- 議案第38号 松原市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定
について
- 議案第39号 財産取得について（救急自動車等）
- 議案第40号 町の区域の変更について

報告第2号

令和6年度松原市一般会計補正予算（第9号）専決処分の承認を
求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、別添のとおり専決処分したので、
同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和7年6月17日提出

松原市長 澤 井 宏 文

令和 6 年度

松原市一般会計補正予算

(第 9 号)

令和 6 年度松原市一般会計補正予算（第 9 号）

令和 6 年度松原市の一般会計の補正予算（第 9 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1, 2 9 2, 6 8 3 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 5, 5 5 2, 8 3 1 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の補正は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 7 年 3 月 3 1 日 専決

松原市長 澤井 宏文

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
10. 地方交付税		千円 9,076,000	千円 1,183,915	千円 10,259,915
	1. 地方交付税	9,076,000	1,183,915	10,259,915
14. 国庫支出金		14,607,198	283,311	14,890,509
	1. 国庫負担金	11,521,019	△2,141	11,518,878
	2. 国庫補助金	3,052,980	285,452	3,338,432
15. 府支出金		4,477,372	2,710	4,480,082
	1. 府負担金	3,509,505	2,710	3,512,215
16. 財産収入		178,879	15,010	193,889
	1. 財産運用収入	176,003	5,108	181,111
	2. 財産売却収入	2,876	9,902	12,778
17. 寄附金		433,163	56,787	489,950
	1. 寄附金	433,163	56,787	489,950
19. 諸収入		1,240,096	△303,850	936,246
	5. 雑収入	1,186,106	△303,850	882,256
20. 市債		2,380,000	54,800	2,434,800
	1. 市債	2,380,000	54,800	2,434,800
歳入合計		54,260,148	1,292,683	55,552,831

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		千円 5,561,735	千円 1,000,936	千円 6,562,671
	1. 総務管理費	3,695,554	1,000,936	4,696,490
3. 民生費		29,924,255	276,485	30,200,740
	1. 社会福祉費	11,562,125	19,487	11,581,612
	2. 児童福祉費	10,037,441	125,496	10,162,937
	5. 国民健康保険費	1,467,060	131,502	1,598,562
4. 衛生費		3,528,319	2,147	3,530,466
	1. 保健衛生費	1,587,855	2,147	1,590,002
5. 産業経済費		867,473	215	867,688
	2. 商工費	782,842	215	783,057
6. 土木費		3,264,567	12,851	3,277,418
	3. 都市計画費	713,951	12,851	726,802
8. 教育費		5,081,860	49	5,081,909
	1. 教育総務費	614,197	49	614,246
歳出	合計	54,260,148	1,292,683	55,552,831

第 2 表 繰越明許費補正

款	項	事業名	金額
6. 土木費	3. 都市計画費	若林小川線新設事業	千円 62,500

第 3 表 地方債補正

起債の目的	補 正 前					補 正 後				
	限度額	借入先	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	借入先	起債の方法	利率	償還の方法
庁舎整備事業	千円 16,300	政府 銀行 その他	普通貸借 又は 証券発行	年10% 以内 (但し、利率見直し方式 で借入れる政府資金、地 方公共団体金融機構資 金、ゆうちょ銀行資金及 びかんぽ生命保険資金に ついて利率の見直しを 行った後においては、当 該見直し後の利率)	25年以内（内据置5年以内） 年賦又は半年賦の元金均等又 は元利均等償還とする。た だし財政の状況により償還 年限を短縮し、繰上償還を し、又は借換えることが できる。	千円 16,800	同左	同左	同左	同左
都市計画整備業	135,600	同上	同上	同上	同上	180,900	同左	同左	同左	同左
義務教育施設 整備事業	497,400	同上	同上	同上	同上	506,400	同左	同左	同左	同左

令和 6 年度

松原市一般会計補正予算に関する説明書

(第 9 号)

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
1. 市 税	14,766,447 <small>千円</small>		14,766,447 <small>千円</small>
2. 地 方 譲 与 税	197,000		197,000
3. 利 子 割 交 付 金	13,000		13,000
4. 配 当 割 交 付 金	108,000		108,000
5. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	101,000		101,000
6. 法 人 事 業 税 交 付 金	301,000		301,000
7. 地 方 消 費 税 交 付 金	2,724,000		2,724,000
8. 環 境 性 能 割 交 付 金	50,000		50,000
9. 地 方 特 例 交 付 金	580,000		580,000
10. 地 方 交 付 税	9,076,000	1,183,915	10,259,915
11. 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	13,500		13,500
12. 分 担 金 及 び 負 担 金	241,574		241,574
13. 使 用 料 及 び 手 数 料	524,880		524,880
14. 国 庫 支 出 金	14,607,198	283,311	14,890,509
15. 府 支 出 金	4,477,372	2,710	4,480,082
16. 財 産 収 入	178,879	15,010	193,889
17. 寄 附 金	433,163	56,787	489,950
18. 繰 入 金	1,336,115		1,336,115

款	補正前の額	補正額	計
19. 諸収入	1,240,096 ^{千円}	△303,850 ^{千円}	936,246 ^{千円}
20. 市債	2,380,000	54,800	2,434,800
21. 繰越金	910,924		910,924
歳入合計	54,260,148	1,292,683	55,552,831

(歳 出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1. 議 会 費	343,855		343,855				
2. 総 務 費	5,561,735	1,000,936	6,562,671		500	4,624	995,812
3. 民 生 費	29,924,255	276,485	30,200,740	569		114	275,802
4. 衛 生 費	3,528,319	2,147	3,530,466			106	2,041
5. 産 業 経 済 費	867,473	215	867,688	202,377		215	△202,377
6. 土 木 費	3,264,567	12,851	3,277,418		45,300	787	△33,236
7. 消 防 費	1,801,244		1,801,244	9,949			△9,949
8. 教 育 費	5,081,860	49	5,081,909	73,126	9,000	49	△82,126
9. 公 債 費	3,836,840		3,836,840				
10. 予 備 費	50,000		50,000				
歳 出 合 計	54,260,148	1,292,683	55,552,831	286,021	54,800	5,895	945,967

2. 歳 入

(款) 10. 地方交付税

(項) 1. 地方交付税

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 地方交付税	千円 9,076,000	千円 1,183,915	千円 10,259,915	1. 地方交付税	千円 1,183,915	千円 普通交付税 1,059,650 特別交付税 124,265
計	9,076,000	1,183,915	10,259,915			

(款) 10. 地方交付税

(款) 14. 国庫支出金

(項) 1. 国庫負担金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 民生費 国庫負担金	千円 11,150,796	千円 △2,141	千円 11,148,655	4. 国民健康 保険費 負担金	千円 △2,141	千円 保険者支援分 △2,067 未就学児均等割保険料分 △111 産前産後保険料分 37
計	11,521,019	△2,141	11,518,878			

(款) 14. 国庫支出金

(項) 2. 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1.総務費 国庫補助金	千円 2,040,317	千円 275,503	千円 2,315,820	2.総務管理費 補助金	千円 275,503	千円 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金
6.消防費 国庫補助金		9,949	9,949	1.消防費 補助金	9,949	新しい地方経済・生活環境創生交付金(地域防災緊急整備型)
計	3,052,980	285,452	3,338,432			

(款) 14. 国庫支出金

(款) 15. 府支出金

(項) 1. 府負担金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 民生費 府負担金	千円 3,346,396	千円 2,710	千円 3,349,106	4. 国民健康 保険費 負担金	千円 2,710	保険基盤安定 3,779 保険者支援分 △1,033 未就学児均等割保険料分 △55 産前産後保険料分 19
計	3,509,505	2,710	3,512,215			

(款) 16. 財産収入

(項) 1. 財産運用収入

目	補正前の額	補正額	計	節		説明																				
				区分	金額																					
2. 利子及び配当金	千円 208	千円 5,108	千円 5,316	1. 利子及び配当金	千円 5,108	<table border="0"> <tr> <td>財政調整基金運用収入</td> <td>千円 3,944</td> </tr> <tr> <td>いきいき松原基金運用収入</td> <td>67</td> </tr> <tr> <td>阪神高速道路大和川線沿道施設維持管理基金運用収入</td> <td>65</td> </tr> <tr> <td>減債基金運用収入</td> <td>331</td> </tr> <tr> <td>公共施設整備事業基金運用収入</td> <td>181</td> </tr> <tr> <td>商業活性化事業等基金運用収入</td> <td>215</td> </tr> <tr> <td>子ども未来基金運用収入</td> <td>114</td> </tr> <tr> <td>松原がんばる市民応援基金運用収入</td> <td>36</td> </tr> <tr> <td>奨学基金運用収入</td> <td>49</td> </tr> <tr> <td>新型コロナウイルス感染症等対策推進基金運用収入</td> <td>106</td> </tr> </table>	財政調整基金運用収入	千円 3,944	いきいき松原基金運用収入	67	阪神高速道路大和川線沿道施設維持管理基金運用収入	65	減債基金運用収入	331	公共施設整備事業基金運用収入	181	商業活性化事業等基金運用収入	215	子ども未来基金運用収入	114	松原がんばる市民応援基金運用収入	36	奨学基金運用収入	49	新型コロナウイルス感染症等対策推進基金運用収入	106
財政調整基金運用収入	千円 3,944																									
いきいき松原基金運用収入	67																									
阪神高速道路大和川線沿道施設維持管理基金運用収入	65																									
減債基金運用収入	331																									
公共施設整備事業基金運用収入	181																									
商業活性化事業等基金運用収入	215																									
子ども未来基金運用収入	114																									
松原がんばる市民応援基金運用収入	36																									
奨学基金運用収入	49																									
新型コロナウイルス感染症等対策推進基金運用収入	106																									
計	176,003	5,108	181,111																							

(款) 16. 財産収入

(款) 16. 財産収入

(項) 2. 財産売払収入

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2. 不動産 売払収入	千円	千円 9,902	千円 9,902	1. 土地建物 売払収入	千円 9,902	元法定外公共物処分金 千円
計	2,876	9,902	12,778			

(款) 17. 寄附金

(項) 1. 寄附金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
3. 企業版 ふるさと納税 寄附金	千円 117,300	千円 56,000	千円 173,300	1. 企業版 ふるさと納税 寄附金	千円 56,000	千円
4. バラいっぱい 寄附金		787	787	1. バラいっぱい 寄附金	787	
計	433,163	56,787	489,950			

(款) 17. 寄附金

(款) 19. 諸収入

(項) 5. 雑入

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2. 雑入	千円 1,186,089	千円 △303,850	千円 882,239	1. 雑入	千円 △303,850	雑入 千円
計	1,186,106	△303,850	882,256			

(款) 20. 市債

(項) 1. 市債

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1.総務債	千円 16,300	千円 500	千円 16,800	1.庁舎整備 事業債	千円 500	庁舎空調機更新事業 千円
4.土木債	515,400	45,300	560,700	3.都市計画整備 事業債	45,300	三宅地区土地区画整理事業
6.教育債	570,900	9,000	579,900	1.義務教育 施設整備 事業債	9,000	各小学校空調機設置事業 400 各中学校屋内運動場床改修事業 8,600
計	2,380,000	54,800	2,434,800			

(款) 20. 市債

3. 歳 出

(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区 分			金 額
				国府支出金	地方債	その他					
6. 財産管理費	千円 309,495	千円	千円 309,495	千円	千円 500	千円 △500		千円	千円	千円 庁舎空調機更新事業	
7. 企画費	606,233	62,065	668,298			62,029	24. 積立金	62,065	その他特定目的 基金積立金	松原がんばる市民応援基金費 5,755 松原市まち・ひと・しごと創 生基金費 56,310	
9. 諸 費	84,060	65	84,125			65	24. 積立金	65	その他特定目的 基金積立金	阪神高速道路大和川線沿道施 設維持管理基金費 65	
13. 文化振興費	184,835	6,364	191,199			6,364	24. 積立金	6,364	その他特定目的 基金積立金	文化振興基金費 6,364	
15. 財政調整 基金費	469,000	660,864	1,129,864			3,944	656,920	24. 積立金	660,864	財政調整基金積 立金	財政調整基金費 660,864
16. 公共施設 整備費	9,605	107,769	117,374			181	107,588	24. 積立金	107,769	その他特定目的 基金積立金	公共施設整備事業基金費 107,769
17. 減債基金費		163,742	163,742			331	163,411	24. 積立金	163,742	減債基金積立金	減債基金費 163,742
18. いきいき 松原基金費		67	67			67		24. 積立金	67	その他特定目的 基金積立金	いきいき松原基金費 67
計	3,695,554	1,000,936	4,696,490		500	4,624	995,812				

(款) 3. 民生費

(項) 1. 社会福祉費

1. 社会福祉 総務費	1,607,970	19,487	1,627,457				19,487	24. 積立金	19,487	その他特定目的 基金積立金	地域福祉基金費	19,487
計	11,562,125	19,487	11,581,612				19,487					

(款) 3. 民生費

(項) 1. 社会福祉費

(款) 3. 民生費

(項) 2. 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国府支出金	地方債	その他					
1. 児童福祉 総務費	千円 532,519	千円 125,496	千円 658,015	千円	千円	千円 114	千円 125,382	24. 積立金	千円 125,496	千円 その他特定目的 子ども未来基金費 基金積立金	千円 125,496
計	10,037,441	125,496	10,162,937			114	125,382				

(款) 3. 民生費

(項) 5. 国民健康保険費

1. 国民健康 保 險 費	1,467,060	131,502	1,598,562	569			130,933	27. 繰 出 金	131,502	他会計繰出金	国民健康保険特別会計繰出金 131,502
計	1,467,060	131,502	1,598,562	569			130,933				

(款) 3. 民生費

(項) 5. 国民健康保険費

(款) 4. 衛生費

(項) 1. 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国府支出金	地方債	その他				
2. 予防費	千円 941,800	千円 2,147	千円 943,947	千円	千円	千円 106	千円 2,041	24. 積立金	千円 2,147	千円 その他特定目的 基金積立金 新型コロナウイルス感染症等 対策推進基金費 2,147
計	1,587,855	2,147	1,590,002			106	2,041			

(款) 5. 産業経済費

(項) 2. 商工費

2. 商工振興費	689,171	215	689,386	202,377		215	△202,377	24. 積立金	215	その他特定目的 基金積立金	商業活性化事業等基金費 215 松原市物価高騰対策等緊急支 援事業
計	782,842	215	783,057	202,377		215	△202,377				

(款) 5. 産業経済費

(項) 2. 商工費

(款) 6. 土木費

(項) 3. 都市計画費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国府支出金	地方債	その他				
1. 都市計画 総務費	千円 422,876	千円	千円 422,876	千円	千円 45,300	千円	千円 △45,300		千円 三宅地区土地区画整理事業	
3. 公園費	203,430	12,851	216,281			787	12,064	24. 積立金	12,851 その他特定目的 基金積立金 緑化基金費 12,851	
計	713,951	12,851	726,802		45,300	787	△33,236			

(款) 7. 消防費

(項) 1. 消防費

4. 災害対策費	151,646		151,646	9,949			△9,949				防災設備整備事業
計	1,801,244		1,801,244	9,949			△9,949				

(款) 7. 消防費

(項) 1. 消防費

(款) 8. 教育費

(項) 1. 教育総務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国府支出金	地方債	その他					
2. 事務局費	千円 303,136	千円 49	千円 303,185	千円	千円	千円 49	千円	24. 積立金	千円 49	千円 その他特定目的 基金積立金	千円 奨学基金費 49
計	614,197	49	614,246			49					

(款) 8. 教育費

(項) 2. 小学校費

1. 学校管理費	481,066		481,066		400		△400				各小学校空調機設置事業
計	885,185		885,185		400		△400				

(款) 8. 教育費

(項) 2. 小学校費

(款) 8. 教育費

(項) 3. 中学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国府支出金	地方債	その他				
3. 学校建設費	千円 312,581	千円	千円 312,581	千円	千円 8,600	千円	千円 △8,600	千円	千円 各中学校屋内運動場床改修事業	
計	559,142		559,142		8,600		△8,600			

(款) 8. 教育費

(項) 6. 保健体育費

3. 学校給食費	883,185		883,185	73,126			△73,126				学校給食業務事業
計	1,334,087		1,334,087	73,126			△73,126				

(款) 8. 教育費

(項) 6. 保健体育費

地方債の令和4年度末及び令和5年度末における現在高
並びに令和6年度末における現在高の見込みに関する調書

区 分	令和4年度末現在高	令和5年度末現在高	令和6年度中増減見込額			令和6年度末 現在高見込額
			令和6年度中起債見込額		令和6年度中 元金償還見込額	
			補正前の額	補正額		
1. 普通債	17,650,434 ^{千円}	17,770,269 ^{千円}	2,225,000 ^{千円}	54,800 ^{千円}	1,565,042 ^{千円}	18,485,027 ^{千円}
(1) 教育	4,584,873	4,292,406	522,400	9,000	409,010	4,414,796
(4) 市庁舎	319,917	310,531	16,300	500	23,644	303,687
(10) 都市計画	3,038,813	3,453,570	231,200	45,300	337,972	3,392,098
合計	37,152,839	35,383,358	2,380,000	54,800	3,630,478	34,187,680

報告第3号

令和6年度松原市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）専決処
分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、別添のとおり専決処分したので、
同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和7年6月17日提出

松原市長 澤 井 宏 文

令和 6 年度

松原市国民健康保険特別会計補正予算

(第 3 号)

令和 6 年度松原市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）

令和 6 年度松原市の国民健康保険特別会計の補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 3 月 31 日 専 決

松 原 市 長 澤 井 宏 文

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
4. 繰入金		千円 1,467,060	千円 131,502	千円 1,598,562
	1. 他会計繰入金	1,467,060	131,502	1,598,562
5. 諸収入		1,013,772	△131,502	882,270
	3. 雑入	1,012,962	△131,502	881,460
歳入合計		14,945,388		14,945,388

令和 6 年度

松原市国民健康保険特別会計補正予算に関する説明書

(第 3 号)

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
1. 国民健康保険料	2,523,150 <small>千円</small>		2,523,150 <small>千円</small>
2. 一部負担金	10		10
3. 府支出金	9,941,396		9,941,396
4. 繰入金	1,467,060	131,502	1,598,562
5. 諸収入	1,013,772	△131,502	882,270
歳入合計	14,945,388		14,945,388

(歳 出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 総 務 費	千円 262,820	千円	千円 262,820	千円	千円	千円	千円
2. 保 険 給 付 費	9,784,936		9,784,936				
3. 国 民 健 康 保 険 金 事 業 費 納 付 金	3,821,660		3,821,660				
4. 保 健 事 業 費	105,617		105,617				
5. 公 債 費	3,000		3,000				
6. 諸 支 出 金	937,355		937,355				
7. 予 備 費	30,000		30,000				
歳 出 合 計	14,945,388		14,945,388				

2. 歳 入

(款) 4. 繰入金

(項) 1. 他会計繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 一般会計繰入金	千円 1,467,060	千円 131,502	千円 1,598,562	1. 一般会計繰入金	千円 131,502	千円
計	1,467,060	131,502	1,598,562			

(款) 4. 繰入金

(款) 5. 諸収入

(項) 3. 雑入

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
3. 雑入	千円 987,062	千円 △131,502	千円 855,560	1. 雑入	千円 △131,502	千円
計	1,012,962	△131,502	881,460			

報告第4号

松原市市税条例の一部を改正する条例（令和7年条例第17号）専
決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、別添のとおり専決処分したので、
同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和7年6月17日提出

松原市長 澤 井 宏 文

専決第4号

松原市市税条例の一部を改正する条例制定について

松原市市税条例（平成21年条例第36号）の一部を改正する条例制定を地方自治法第179条第1項の規定により専決する。

令和7年3月31日専決

松原市長 澤 井 宏 文

松原市条例第17号

松原市市税条例の一部を改正する条例

松原市市税条例（平成21年条例第36号）の一部を次のように改正する。

第18条中「は、」の次に「公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。

第18条の3中「地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第34条の2中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「若しくは法第314条の2第4項」を「、法第314条の2第4項」に改め、「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が850,000円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」を加え、同条第10項中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第36条の3の2第1項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第36条の3の3第1項中「者に限る。）」の次に「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が850,000円以下であるものに限る。）」を加え、同項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第63条の2第1項第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

第82条第1号イ中「ニ」を「ハ及びホ」に改め、同号ロ中「又は」を「（ハに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号ニを同号ホとし、同号ハ中「又は」を「（ハに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号ハを同号ニとし、同号ロの次に次のように加える。

ハ 2輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額 2,000円

第89条第2項第2号中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改め、同項第5号中「定格出力」の次に「（第82条第1号ハに掲げる原動機付自転車にあつては、原動機の総排気量及び最高出力）」を加える。

第90条第2項中「身体障害者又は」を「身体障害者若しくは」に、「を提示」

を「又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示」に改め、同項第5号中「の番号、交付年月日及び」を「又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

第139条の3第2項第1号中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第149条第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

附則第10条の2第23項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改め、同条第24項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改め、同条第25項中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改め、同条第26項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第41項」に改める。

附則第10条の3中第15項を第16項とし、第14項を第15項とし、第13項の次に次の1項を加える。

14 市長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。

附則第16条の2の次に次の1条を加える。

（加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例）

第16条の2の2 令和8年4月1日以後に第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第92条第1号ホに掲げる加熱式たばこをいい、第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第92条第1号イに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。

- (1) 葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。）当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。）の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法
- (2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法
- 2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。
- 3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。
- 4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。
- (1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの
- (2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であって当該加熱式たばこのみの品目のもの

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第34条の2、第36条の2第1項ただし書、第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項の改正規定並びに附則第3条の規

定 令和8年1月1日

(2) 附則第16条の2の次に1条を加える改正規定及び附則第6条の規定
令和8年4月1日

(3) 第18条及び第18条の3の改正規定並びに次条の規定 地方税法等
の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲
げる規定の施行の日

（公示送達に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の松原市市税条例（以下「新条例」という。）第
18条の規定は、前条第3号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達につ
いて適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

（市民税に関する経過措置）

第3条 新条例第34条の2及び第36条の2第1項ただし書の規定は、令和8
年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個人の
市民税については、なお従前の例による。

2 令和8年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の2
第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定
親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1
項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額
が850,000円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とある
のは、「特定親族特別控除額」とする。

3 新条例第36条の3の2第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の
施行の日（以下「1号施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第
36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第36条の
3の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に
支払を受けるべきこの条例による改正前の松原市市税条例（以下「旧条例」と
いう。）第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出した旧条例
第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前
の例による。

4 新条例第36条の3の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべ
き所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的
年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項に
おいて「公的年金等」という。）について提出する新条例第36条の3の3第
1項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公
的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項の規定による申告書
については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第4条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の
固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお
従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第5条 新条例第82条(第1号に係る部分に限る。)の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

第6条 次項に定めるものを除き、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ(新条例附則第16条の2の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。)に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、松原市市税条例第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第16条の2の2の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 松原市市税条例第94条第3項の規定により換算した紙巻たばこ(新条例附則第16条の2の2第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。)の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

(2) 新条例附則第16条の2の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

報告第5号

松原市都市計画税条例の一部を改正する条例（令和7年条例第18号）専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、別添のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和7年6月17日提出

松原市長 澤 井 宏 文

専決第5号

松原市都市計画税条例の一部を改正する条例制定について

松原市都市計画税条例（平成21年条例第38号）の一部を改正する条例制定
を地方自治法第179条第1項の規定により専決する。

令和7年3月31日専決

松原市長 澤 井 宏 文

松原市条例第18号

松原市都市計画税条例の一部を改正する条例

松原市都市計画税条例（平成21年条例第38号）の一部を次のように改正する。

附則第4項（見出しを含む。）中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改める。

附則第5項（見出しを含む。）中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改める。

附則第6項（見出しを含む。）中「附則第15条第42項」を「附則第15条第41項」に改める。

附則第7項第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

附則第19項中「第34項まで、第37項、第38項、第42項若しくは第45項」を「第33項まで、第36項、第37項、第41項若しくは第44項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の松原市都市計画税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和6年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

報告第6号

令和7年度松原市下水道事業会計補正予算（第1号）専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、別添のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和7年6月17日提出

松原市長 澤 井 宏 文

令和7年度 松原市下水道事業会計補正予算

(第 1 号)

目 次

(予算)	(頁)
令和 7 年度 松原市下水道事業会計補正予算 (第 1 号)	3
(予算に関する説明書)	
令和 7 年度 松原市下水道事業会計補正予算 (第 1 号) 実施計画	4
令和 7 年度 松原市下水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書 (間接法)	5
令和 7 年度 松原市下水道事業会計予定貸借対照表	7
令和 7 年度 会計書類に関する注記	1 1
(予算参考資料)	
令和 7 年度 松原市下水道事業会計補正予算 (第 1 号) 説明書	1 3

専決第6号

令和7年度 松原市下水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和7年度松原市下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（資本的収入及び支出）

第2条 令和7年度松原市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正し、第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「1,595,100千円」を「1,595,180千円」に、当年度分損益勘定留保資金「1,338,692千円」を「1,338,772千円」に改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収	入	
第1款 資本的収入	2,546,400千円	14,880千円	2,561,280千円
第1項 企業債	1,934,800千円	7,400千円	1,942,200千円
第3項 国庫補助金	213,300千円	7,480千円	220,780千円
	支	出	
第1款 資本的支出	4,141,500千円	14,960千円	4,156,460千円
第1項 建設改良費	1,088,601千円	14,960千円	1,103,561千円

（企業債）

第3条 予算第6条に定めた起債の限度額「1,934,800千円」を「1,942,200千円」に改める。

令和7年5月9日 専決

松原市長 澤井宏文

令和7年度 松原市下水道事業会計補正予算（第1号）実施計画

資本的収入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1. 資本的収入			2,546,400	14,880	2,561,280	
	1. 企業債		1,934,800	7,400	1,942,200	
		1. 建設改良債	1,934,800	7,400	1,942,200	
	3. 国庫補助金		213,300	7,480	220,780	
		1. 国庫補助金	213,300	7,480	220,780	

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1. 資本的支出			4,141,500	14,960	4,156,460	
	1. 建設改良費		1,088,601	14,960	1,103,561	
		1. 建設改良費	783,483	14,960	798,443	

令和7年度 松原市下水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書（間接法）

（令和7年4月1日～令和8年3月31日）

（単位：千円）

I 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純損失（△）	△ 170,811
減価償却費	2,427,187
資産減耗費	19,245
賞与引当金の増減額（△は減少）	198
法定福利費引当金の増減額（△は減少）	42
長期前受金戻入額	△ 802,208
受取利息	△ 48
支払利息及び企業債取扱諸費	364,997
未収金の増減額（△は増加）	△ 1,912
未払金の増減額（△は減少）	77,518
小計	1,914,208
利息の受取額	48
利息の支払額	△ 364,997
業務活動によるキャッシュ・フロー	1,549,259

II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出等	△ 647, 442
無形固定資産の取得による支出等	△ 277, 381
国庫補助金、負担金による収入等	254, 225
基金繰入による支出	△ 2
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 670, 600
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	
建設改良費等の財源に充てるための企業債の収入	1, 942, 200
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 3, 047, 897
一般会計からの出資金による収入等	339, 102
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 766, 595
IV 資金増減額 (△は減少)	112, 064
V 資金期首残高	254, 090
VI 資金期末残高	366, 154

令和7年度 松原市下水道事業会計予定貸借対照表

(令和8年3月31日)

		資 産 の 部			
		千円	千円	千円	千円
1.	固 定 資 産				
	(1) 有 形 固 定 資 産				
	イ 土 地		410,110		
	ロ 建 物	137,497			
	減 価 償 却 累 計 額	△ 39,769	97,728		
	ハ 構 築 物	61,354,112			
	減 価 償 却 累 計 額	△ 13,762,281	47,591,831		
	ニ 機 械 及 び 装 置	803,896			
	減 価 償 却 累 計 額	△ 331,818	472,078		
	ホ 工 具 器 具 及 び 備 品	290			
	減 価 償 却 累 計 額	△ 276	14		
	有形固定資産合計			48,571,761	
	(2) 無 形 固 定 資 産				
	イ 施 設 利 用 権		6,806,368		
	無形固定資産合計			6,806,368	

	千円	千円	千円	千円
(3)投資その他資産				
イ 基 金		874		
投資その他資産合計			874	
固 定 資 産 合 計				55,379,003
2. 流 動 資 産				
(1)現 金 預 金			366,154	
(2)未 収 金		300,236		
貸倒引当金		△ 8,261	291,975	
流動資産合計				658,129
資 産 合 計				56,037,132

負 債 の 部

3. 固 定 負 債				
(1)企 業 債				
イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債		26,175,778		
企業債合計			26,175,778	

	千円	千円	千円	千円
(2) 他 会 計 借 入 金				
イ 建設改良費等の財源に 充てるための長期借入金		2,300,000		
他 会 計 借 入 金 合 計			2,300,000	
固 定 負 債 合 計				28,475,778
4. 流 動 負 債				
(1) 企 業 債				
イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債		2,841,527		
企 業 債 合 計			2,841,527	
(2) 未 払 金			506,665	
(3) 預 り 金			6,490	
(4) 引 当 金				
イ 賞 与 引 当 金		5,499		
ロ 法 定 福 利 費 引 当 金		1,061		
引 当 金 合 計			6,560	
流 動 負 債 合 計				3,361,242

	千円	千円	千円	千円
5. 繰延収益				
(1) 長期前受金			24,794,766	
収益化累計額			<u>△ 5,612,172</u>	
繰延収益合計				<u>19,182,594</u>
負債合計				51,019,614
	<u>資 本 の 部</u>			
6. 資本金				5,608,745
7. 剰余金				
(1) 資本剰余金				
イ 国庫補助金		135,435		
ロ 受贈財産評価額		<u>7,380</u>		
資本剰余金合計			142,815	
(2) 利益剰余金				
イ 当年度未処理欠損金		<u>734,042</u>		
利益剰余金合計			<u>△ 734,042</u>	
剰余金合計				<u>△ 591,227</u>
資本合計				<u>5,017,518</u>
負債資本合計				<u>56,037,132</u>

令和7年度 会計書類に関する注記

I. 重要な会計方針

1. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

イ. 減価償却の方法

定額法

ロ. 主な耐用年数

建物 15～50年

構築物 50年

機械及び装置 6～50年

工具器具及び備品 15～20年

(2) 無形固定資産

イ. 減価償却の方法

定額法

ロ. 主な耐用年数

施設利用権 45～50年

2. 引当金の計上方法

(1) 退職給付引当金

職員の退職手当は、一般会計がその全部を負担することとなっているため退職給付引当金は計上していない。

(2) 賞与引当金

職員の期末手当及び勤勉手当の支給に備えるため、当事業年度末における支給見込額に基づき、当事業年度の負担に属する額を計上している。

(3) 法定福利費引当金

職員の期末手当及び勤勉手当に係る法定福利費の支払に備えるため、当事業年度末における支払見込額に基づき、当事業年度の負担に属する額を計上している。

(4) 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、貸倒実績率等により、回収不能見込額を計上している。

3. 重要なリース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

4. 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

II. セグメント情報

報告セグメントが単一のため、記載を省略している。

III. リース契約により使用する固定資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る未経過リース料相当額

1年内	836千円
1年超	1,582千円
計	2,418千円

IV. その他

1. 賞与引当金の取崩し

当事業年度において、期末・勤勉手当の支給に充てるため、賞与引当金5,113千円を取り崩すこととする。

2. 法定福利費引当金の取崩し

当事業年度において、期末・勤勉手当に係る法定福利費の支給に充てるため、法定福利費引当金979千円を取り崩すこととする。

予 算 参 考 資 料

令和7年度 松原市下水道事業会計補正予算（第1号）説明書

資 本 的 収 入 及 び 支 出

収 入 (単位：千円)

款 項	目	既決予定額	補正予定額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
1. 資 本 的 収 入		2,546,400	14,880	2,561,280			
1. 企 業 債		1,934,800	7,400	1,942,200			
	1. 建 設 改 良 債	1,934,800	7,400	1,942,200	1. 建 設 改 良 債	7,400	公共下水道事業債
3. 国 庫 補 助 金		213,300	7,480	220,780			
	1. 国 庫 補 助 金	213,300	7,480	220,780	1. 国 庫 補 助 金	7,480	下水道防災事業費補助

支 出 (単位：千円)

款 項	目	既決予定額	補正予定額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
1. 資 本 的 支 出		4,141,500	14,960	4,156,460			
1. 建 設 改 良 費		1,088,601	14,960	1,103,561			
	1. 建 設 改 良 費	783,483	14,960	798,443	8. 委 託 料	14,960	下水道全国特別重点調査事業 業務委託

報告第7号

令和7年度松原市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）専決処
分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、別添のとおり専決処分したので、
同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和7年6月17日提出

松原市長 澤 井 宏 文

令和 7 年度

松原市国民健康保険特別会計補正予算

(第 1 号)

令和 7 年度松原市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度松原市の国民健康保険特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 805,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 14,056,460 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 5 月 30 日 専決

松原市長 澤 井 宏 文

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
5. 諸 収 入		千円 18,905	千円 805,000	千円 823,905
	3. 雑 入	18,095	805,000	823,095
歳 入	合 計	13,251,460	805,000	14,056,460

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
6. 諸 支 出 金		千円 9,700	千円 805,000	千円 814,700
	2. 繰上充用金		805,000	805,000
歳 出	合 計	13,251,460	805,000	14,056,460

令和 7 年度

松原市国民健康保険特別会計補正予算に関する説明書

(第 1 号)

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
1. 国民健康保険料	2,358,833 <small>千円</small>		2,358,833 <small>千円</small>
2. 一部負担金	10		10
3. 府支出金	9,330,963		9,330,963
4. 繰入金	1,542,749		1,542,749
5. 諸収入	18,905	805,000	823,905
歳入合計	13,251,460	805,000	14,056,460

(歳 出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 総 務 費	千円 373,026	千円	千円 373,026	千円	千円	千円	千円
2. 保 険 給 付 費	9,165,557		9,165,557				
3. 国 民 健 康 保 険 金 事 業 費 納 付 金	3,550,834		3,550,834				
4. 保 健 事 業 費	119,809		119,809				
5. 公 債 費	2,534		2,534				
6. 諸 支 出 金	9,700	805,000	814,700				805,000
7. 予 備 費	30,000		30,000				
歳 出 合 計	13,251,460	805,000	14,056,460				805,000

2. 歳 入
 (款) 5. 諸収入
 (項) 3. 雑入

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
3. 雑 入	千円	千円	千円	1. 雑 入	千円	千円
		805,000	805,000		805,000	
計	18,095	805,000	823,095			

3. 歳 出

(款) 6. 諸支出金

(項) 2. 繰上充用金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分			金額
				国府支出金	地方債	その他					
1. 繰上充用金	千円	千円 805,000	千円 805,000	千円	千円	千円	千円 805,000	21. 補償、 補填及び 賠償金	千円 805,000	千円 補填金 前年度繰上充用金 805,000	
計		805,000	805,000			805,000					

(款) 6. 諸支出金

(項) 2. 繰上充用金

令和 7 年 度

松原市一般会計補正予算

(第 1 号)

令和 7 年度松原市一般会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度松原市の一般会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 108,032 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 51,808,032 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 6 月 17 日 提出

松原市長 澤井 宏文

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
14. 国庫支出金		千円 13,911,320	千円 1,899	千円 13,913,219
	2. 国庫補助金	1,663,863	1,899	1,665,762
17. 寄附金		410,342	5,000	415,342
	1. 寄附金	410,342	5,000	415,342
18. 繰入金		1,306,260	56,310	1,362,570
	2. 基金繰入金	1,271,628	56,310	1,327,938
19. 諸収入		223,196	44,823	268,019
	5. 雑収入	163,914	44,823	208,737
歳入合計		51,700,000	108,032	51,808,032

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		千円 5,010,989	千円 61,000	千円 5,071,989
	1. 総務管理費	3,454,952	61,000	3,515,952
3. 民生費		29,588,505	1,936	29,590,441
	3. 生活保護費	6,943,956	1,936	6,945,892
4. 衛生費		3,072,462	41,072	3,113,534
	1. 保健衛生費	1,105,456	41,072	1,146,528
7. 消防費		1,536,095	2,795	1,538,890
	1. 消防費	1,536,095	2,795	1,538,890
8. 教育費		4,947,253	1,229	4,948,482
	1. 教育総務費	1,080,731	1,229	1,081,960
歳出合計		51,700,000	108,032	51,808,032

令和 7 年度

松原市一般会計補正予算に関する説明書

(第 1 号)

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
1. 市 税	15,899,335 <small>千円</small>		15,899,335 <small>千円</small>
2. 地 方 譲 与 税	193,000		193,000
3. 利 子 割 交 付 金	67,000		67,000
4. 配 当 割 交 付 金	160,000		160,000
5. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	190,000		190,000
6. 法 人 事 業 税 交 付 金	314,000		314,000
7. 地 方 消 費 税 交 付 金	2,989,000		2,989,000
8. 環 境 性 能 割 交 付 金	55,000		55,000
9. 地 方 特 例 交 付 金	106,000		106,000
10. 地 方 交 付 税	9,140,000		9,140,000
11. 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	13,500		13,500
12. 分 担 金 及 び 負 担 金	234,386		234,386
13. 使 用 料 及 び 手 数 料	563,420		563,420
14. 国 庫 支 出 金	13,911,320	1,899	13,913,219
15. 府 支 出 金	4,870,215		4,870,215
16. 財 産 収 入	183,626		183,626
17. 寄 附 金	410,342	5,000	415,342
18. 繰 入 金	1,306,260	56,310	1,362,570

款	補正前の額	補正額	計
19. 諸 収 入	223,196 <small>千円</small>	44,823 <small>千円</small>	268,019 <small>千円</small>
20. 市 債	870,400		870,400
歳 入 合 計	51,700,000	108,032	51,808,032

(歳 出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1. 議会費	344,952		344,952				
2. 総務費	5,010,989	61,000	5,071,989			56,310	4,690
3. 民生費	29,588,505	1,936	29,590,441	968			968
4. 衛生費	3,072,462	41,072	3,113,534				41,072
5. 産業経済費	700,880		700,880				
6. 土木費	3,071,850		3,071,850				
7. 消防費	1,536,095	2,795	1,538,890	931			1,864
8. 教育費	4,947,253	1,229	4,948,482			880	349
9. 公債費	3,377,014		3,377,014				
10. 予備費	50,000		50,000				
歳出合計	51,700,000	108,032	51,808,032	1,899		57,190	48,943

2. 歳 入

(款) 14. 国庫支出金

(項) 2. 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2. 民 生 費 国庫補助金	千円 666,951	千円 968	千円 667,919	1. 社会福祉費 補 助 金	千円 968	生活困窮者就労準備支援事業費等 千円
6. 消 防 費 国庫補助金		931	931	1. 消 防 費 補 助 金	931	消防団設備整備費補助金
計	1,663,863	1,899	1,665,762			

(款) 14. 国庫支出金

(款) 17. 寄附金

(項) 1. 寄附金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
3. 企業版 ふるさと納税 寄附金	千円 10,000	千円 5,000	千円 15,000	1. 企業版 ふるさと納税 寄附金	千円 5,000	千円
計	410,342	5,000	415,342			

(款) 18. 繰入金

(項) 2. 基金繰入金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明 千円
				区分	金額 千円	
12. 松原市まち・ひと・しごと創生基金繰入金		56,310	56,310	1. 松原市まち・ひと・しごと創生基金繰入金		
計	1,271,628	56,310	1,327,938			

(款) 18. 繰入金

(款) 19. 諸収入

(項) 5. 雑入

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2. 雑入	千円 163,900	千円 44,823	千円 208,723	1. 雑入	千円 44,823	千円 リーディングDXスクール事業委託費 雑入 880 43,943
計	163,914	44,823	208,737			

3. 歳 出

(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国府支出金	地方債	その他					
7. 企画費	千円 594,751	千円 61,000	千円 655,751	千円	千円	千円 56,310	千円 4,690	18. 負担金、 補助及び 交付金	千円 61,000	千円 負担金	千円 松原市移住定住促進事業 松原市地域活性化事業（大阪 ・関西万博関連） 61,000
計	3,454,952	61,000	3,515,952			56,310	4,690				

(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務管理費

(款) 3. 民生費

(項) 3. 生活保護費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明			
				特定財源			一般財源	区分			金額	
				国府支出金	地方債	その他						
1. 生活保護 総務費	千円 223,056	千円 1,936	千円 224,992	千円 968	千円	千円	千円 968	12. 委託料	千円 1,936	千円 その他委託料	千円 生活保護事務事業	千円 1,936
計	6,943,956	1,936	6,945,892	968			968					

(款) 4. 衛生費

(項) 1. 保健衛生費

2. 予 防 費	456,152	41,072	497,224				41,072	10. 需 用 費	169	印刷製本費	予防接種事業	41,072
								12. 委 託 料	40,903	その他委託料		
計	1,105,456	41,072	1,146,528				41,072					

(款) 4. 衛生費

(項) 1. 保健衛生費

(款) 7. 消防費

(項) 1. 消防費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分			金額
				国府支出金	地方債	その他					
2. 非常備 消防費	千円 48,192	千円 2,795	千円 50,987	千円 931	千円	千円 1,864	17. 備品購入費	千円 2,795	千円 器具購入費	千円 非常備車両等資機材管理事業 2,795	
計	1,536,095	2,795	1,538,890	931		1,864					

(款) 8. 教育費

(項) 1. 教育総務費

2. 事務局費	309,146	349	309,495				349	1. 報酬	210	委員報酬	新しいまつばらの学校づくり 審議会事業 349
								8. 旅費	13	費用弁償	
								11. 役務費	22	通信運搬費	
								12. 委託料	104	その他委託料	
3. 教育推進費	765,976	880	766,856				880	7. 報償費	330	報償金	情報教育推進事業 880
								8. 旅費	117	普通旅費 65 特別旅費 52	
								10. 需用費	114	消耗品費	
								18. 負担金、 補助及び 交付金	319	負担金	
計	1,080,731	1,229	1,081,960				880	349			

(款) 8. 教育費

(項) 1. 教育総務費

給 与 費 明 細 書

給 与 費 明 細 書

1. 特 別 職

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費						共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考	
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期 末 手 当 (千円)	地 域 手 当 (千円)	そ の 他 の 手 当 (千円)	計 (千円)				
補正後	長 等	4		41,635	20,984	4,997	30,000	97,616	10,346	107,962	
	議 員	18	136,390		62,652			199,042	36,259	235,301	
	そ の 他	1,786	154,663					154,663		154,663	
	計	1,808	291,053	41,635	83,636	4,997	30,000	451,321	46,605	497,926	
補正前	長 等	4		41,635	20,984	4,997	30,000	97,616	10,346	107,962	
	議 員	18	136,390		62,652			199,042	36,259	235,301	
	そ の 他	1,779	154,453					154,453		154,453	
	計	1,801	290,843	41,635	83,636	4,997	30,000	451,111	46,605	497,716	
比 較	長 等										
	議 員										
	そ の 他	7	210					210		210	
	計	7	210					210		210	

令和 7 年度

松原市後期高齢者医療特別会計補正予算

(第 1 号)

令和 7 年度松原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度松原市の後期高齢者医療特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4, 982 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2, 371, 903 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 6 月 17 日 提出

松原市長 澤井宏文

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
3. 諸 収 入		千円 1 5 0	千円 4, 9 8 2	千円 5, 1 3 2
	3. 雑 入	1 0 0	4, 9 8 2	5, 0 8 2
歳 入 合 計		2, 3 6 6, 9 2 1	4, 9 8 2	2, 3 7 1, 9 0 3

歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1. 総 務 費		千円 14,805	千円 4,982	千円 19,787
	1. 総 務 管 理 費	14,805	4,982	19,787
歳 出	合 計	2,366,921	4,982	2,371,903

令和 7 年度

松原市後期高齢者医療特別会計補正予算に関する説明書

(第 1 号)

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
1. 後期高齢者医療保険料	1,813,857 ^{千円}		1,813,857 ^{千円}
2. 繰入金	552,914		552,914
3. 諸収入	150	4,982	5,132
歳入合計	2,366,921	4,982	2,371,903

(歳 出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1. 総務費	千円 14,805	千円 4,982	千円 19,787	千円	千円	千円 4,982	千円
2. 後期高齢者医療 広域連合納付金	2,343,516		2,343,516				
3. 諸支出金	3,600		3,600				
4. 予備費	5,000		5,000				
歳出合計	2,366,921	4,982	2,371,903			4,982	

2. 歳 入
 (款) 3. 諸収入
 (項) 3. 雑入

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 雑 入	千円 100	千円 4,982	千円 5,082	1. 雑 入	千円 4,982	大阪府後期高齢者医療広域連合特別対策金 千円
計	100	4,982	5,082			

3. 歳 出

(款) 1. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区 分			金 額
				国府支出金	地方債	その他					
1. 一般管理費	千円 6,058	千円 4,982	千円 11,040	千円	千円	千円 4,982	千円 11. 役 務 費	千円 4,982	千円 通信運搬費	千円 一般管理事業 4,982	
計	14,805	4,982	19,787			4,982					

(款) 1. 総務費

(項) 1. 総務管理費

議案第 37 号

松原市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について

松原市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成2年条例第11号）の一部を改正する条例を別添のとおり制定する。

令和7年6月17日提出

松原市長 澤 井 宏 文

松原市条例第 号

松原市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

松原市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成2年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「第15条の3第1項」を「第15条の4第1項」に改める。
第15条の4を第15条の5とする。

第15条の3第1項中「請求又は申出（次条において「請求等」という。）」を「請求等」に改め、同条を第15条の4とし、第15条の2の次に次の1条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第15条の3 任命権者は、松原市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第4号）第23条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

（1） 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

（2） 出生時両立支援制度等の請求又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置

（3） 松原市職員の育児休業等に関する条例第23条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

（1） 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

（2） 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

（3） 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この条例による改正後の松原市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第15条の3第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

議案第38号

松原市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について

松原市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第4号）の一部を改正する条例を別添のとおり制定する。

令和7年6月17日提出

松原市長 澤 井 宏 文

松原市条例第 号

松原市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

松原市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第19条第2号中「及び勤務日ごとの勤務時間」及び「（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）」を削り、「を除く」の次に「。次条において同じ」を加える。

第20条の見出し中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第1項を次のように改める。

育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。

第20条第2項及び第3項中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条の次に次の4条を加える。

（第2号部分休業の承認）

第20条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

（1） 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

（2） 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数
（育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間）

第20条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間）

第20条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

（1） 非常勤職員以外の職員 77時間30分

（2） 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

（育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情）

第20条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより

同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第21条中「職員が」の次に「育児休業法第19条第1項に規定する」を加える。

第22条を次のように改める。

（部分休業の承認の取消事由）

第22条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の松原市職員の育児休業等に関する条例第20条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

議案第39号

財産取得について（救急自動車等）

次の財産を取得する。

記

- 1 財産の名称 救急自動車・高度救命処置用資機材

- 2 取得価格 63,690,000円
〔内訳（1）救急自動車 2台 39,930,000円〕
〔（2）高度救命処置用資機材 2組 23,760,000円〕

- 3 取得の相手方
（1）救急自動車
大阪市西区立売堀3丁目1番1号
大阪トヨペット株式会社
（2）高度救命処置用資機材
神奈川県横浜市中区かもめ町6番地
日本船舶薬品株式会社

令和7年6月17日提出

松原市長 澤 井 宏 文

議案第40号

町の区域の変更について

地方自治法第260条第1項の規定に基づき、本市内の町の区域を次のとおり変更する。

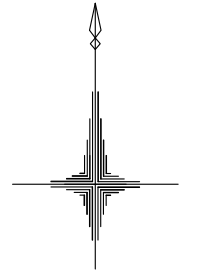
記

- 1 三宅西五丁目の区域を、別図の斜線部①で示す区域を加え、別図の斜線部②で示す区域を除いた区域に変更する。
- 2 三宅西六丁目の区域を、別図の斜線部①で示す区域を除き、別図の斜線部②で示す区域を加えた区域に変更する。
- 3 三宅西七丁目の区域を、別図の斜線部③で示す区域を加えた区域に変更する。
- 4 天美東三丁目の区域を、別図の斜線部③で示す区域を除いた区域に変更する。

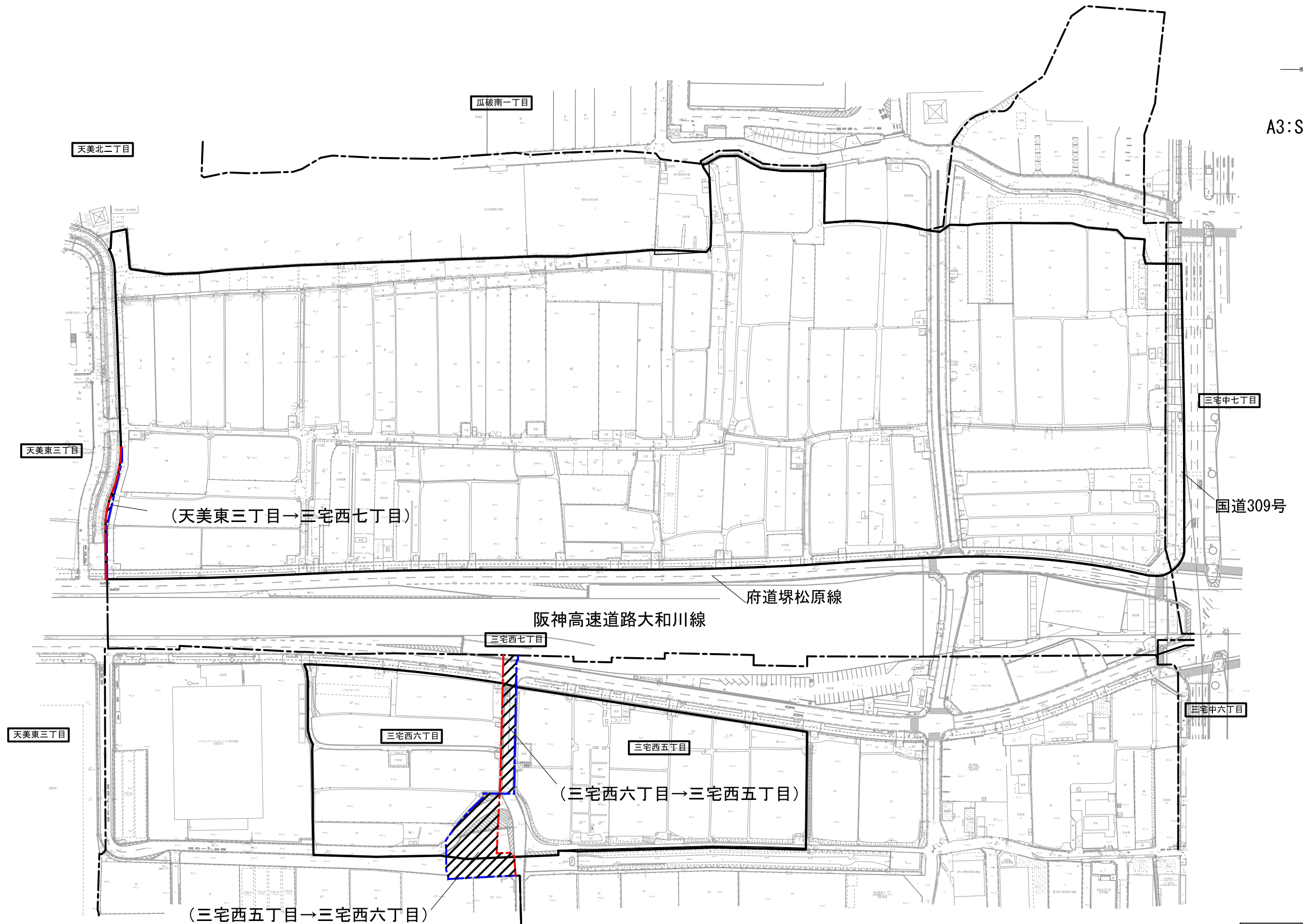
令和7年6月17日提出

松原市長 澤 井 宏 文

別図



A3:S=1:2,000



凡 例	
三宅西五丁目	町 名
	町字界(変更前)
	町字界(変更後)
	変更区域

